

保施支第 000729 号
平成 28 年 12 月 27 日

指定障がい福祉サービス事業所
(日中活動系・居住系) 管理者 様
指定障がい者支援施設 施設長 様

福岡市長 高島 宗一郎
(保健福祉局障がい者施設支援課)

適正な障がい福祉サービスの提供について（通知）

平素より、本市の障がい者福祉行政にご協力いただきありがとうございます。
さて、新聞等でも既に報道されておりますが、市内の就労移行支援事業所及び就労継続支援 A 型事業所において、下記のとおり訓練等給付費の不正請求等が確認されたため、平成 28 年 12 月 27 日付けで指定の取消し処分を行っております。

再発防止のため、平成 29 年 1 月から抜き打ちによる実地指導や監査を実施する等、不適正な運営等について指導を強化する方針です。また、悪質な事案については、指定の取消しなどに加え、刑事罰等の対象となります。

貴職におかれましては、福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例等の関係法令及び関係通知等を再度ご確認ください。適正な障がい福祉サービスの提供に努められますようお願いいたします。
なお、関係法令及び関係通知等は、福岡市ホームページに掲載しています。

記

○指定取消し対象事業者・事業所及び不正の概要

別紙のとおり

○参考（福岡市ホームページ）

http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/zaitakushien/life/syougaijiritusienhou/index_2.html

※障がい福祉サービス等の事業者向け情報（関係通知や指導資料等）を掲載しています。

【問い合わせ先】

保健福祉局障がい者部障がい者施設支援課

川久保・横山

TEL：092-711-4249

FAX：092-711-4818

Email：shisetsushien.PHWB@city.fukuoka.lg.jp